

あなたがお使いののはかりは定期検査の対象ですか？

はかりを取引・証明に使用している

(例)



スーパー等で内容量を表示する商品の計量に使用するはかり



医療機関、学校、幼稚園、保育園で健康診断のために使用するはかり



薬局で薬の調剤のために使用するはかり



検定証印等が付されたはかりを使う必要があります

お使いのはかりにこれらの証印はついていませんか？



検定証印



基準適合証印



定期検査の受検は不要です

(検査の対象でない「はかり」の一例)

- ・ 原材料の配合等に使用するもの
- ・ 個人が健康管理のため使用する体重計
- ・ 公民館、公衆浴場等に設置された体重計



このマークなら
ついていきます

**検定証印等が付されていない
はかり・家庭用計量器は取引・
証明には使用できません！**

検定証印等がついたはかりに
買い替えてください

定期検査の対象となるはかりです！

2年に一度定期検査を受検しましょう

市が実施する定期検査を受検する場合は指定定期検査機関（北九州市計量士会：093-592-3400）へ、計量士による代検査を受検する場合は各計量士へお問い合わせください。

わからない場合は北九州市計量検査所（093-592-2012）まで。